

令和7年度 玄海みらい学園 いじめ防止基本方針

平成 25 年 9 月 28 日のいじめ防止対策推進法の施行に伴い、本学園では、この法律の趣旨に則り基本方針を策定し、それに基づいた取組を実践しています。

佐賀県教育委員会からは「佐賀県いじめ防止基本方針」平成 26 年 9 月（令和 7 年 4 月改定）が公表されています。そこで、本学園ではこれらに基づいて、下記のように「いじめ防止基本方針」を策定し、それに基づいた取組を推進します。

記

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学園が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全職員で共有する。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を、全教職員で、当事者意識を高めて共有する。

2 未然防止のための取組の推進

- (1) 児童生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。
- (2) 「佐賀県いじめ防止基本方針」（佐賀県教育委員会）に基づき、特別活動や道徳教育及び人権教育の取組の改善・充実に努めるとともに、研究協議や演習等を取り入れ、スクール・カウンセラー等を講師に招聘した校内研修を実施する。
- (3) 自己有用感や自己肯定感を育むことがいじめの未然防止になるという認識のもとに、義務教育学校の視点から、小・中学校 9 年間にわたる発達段階に応じた取組を推進する。
- (4) 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- (5) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた特別活動や道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
具体的には以下の活動を行う。
 - 道徳教科書・資料や人権教育資料集等を活用する。特に人権感覚を高める取組を行う。
 - 教育センター講座、地区道徳授業、地区特別活動授業に取り組みまたは参加して充実を図る。
 - 地域関係諸団体と連携しての奉仕体験活動等を推進する。
- (6) 情報モラル教育の徹底を目指し、パソコン指導等の機会に学校で指導するのみでなく PTA 役員会や保護者会等を活用し、保護者の意識を高め、家庭と協働して推進する。

3 早期発見のための取組の推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することができるよう、早期発見の取組を推進する。

具体的には以下のような取組を行う。

○ 日常的な観察

休み時間や放課後に児童生徒と一緒に活動する中などで様子に目を配る。また、教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

○ 教育相談

個人面談や家庭訪問の機会を活用したり、スクール・カウンセラーや養護教諭との連携のもとに教育相談を行う時間を設定したりするなど、児童生徒の悩みを個別に聞く機会を設ける。

○ 相談窓口の周知

スクール・カウンセラーや養護教諭等による相談窓口について周知する。

○ 定期的なアンケートの実施

安心していじめを訴えられるように様式や回収方法等を工夫して、生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査等を実施する。

○ 保護者、地域、関係諸機関からの情報収集

保護者、地域、関係諸機関からの情報を活用し、早期発見、早期対応を行う。また、家庭で実践できるチェックリストの作成・配布等を通して保護者からの情報を収集する。

4 発生時の対応

- (1) いじめが確認された場合、必要に応じてスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー、関連機関などの協力を得て解決に取り組むとともにその再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく警察署とも連携して対応する。
- (3) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。

また、被害児童生徒に対しては、複数の教職員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。また、状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を講じる。

被害児童生徒及び保護者のケアのために、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーを活用する。

「重大事態」の定義（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項）

- 一 重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (4) 町主催の会議や PTA 等の会議の機会を活用し、いじめ等の解決に向けて家庭・地域と一緒に考え、行動する取組を推進する。

5 組織作り

- (1) 管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、担任等からなる「いじめ防止校内調査委員会」を設置する。(別表 1) いじめ事案発生の場合は、速やかにいじめ防止校内調査委員会を開き、事案の全容について実態を調査し再発の防止に努める。
- (2) いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、直ちに管理職に報告し、「いじめ防止校内委員会」を開くことにより情報を共有する。
- (3) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒からの聴き取りを行っていじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。
- (4) 重大事態発生の場合は、「いじめ」の全容について迅速に実態を調査し、いじめ対策委員会(22 条委員会 別表 2)を開き専門家の意見をふまえ対応を協議する。さらに町教育委員会や関係保護者に報告し、協議の機会をもつ。
- (5) いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素から校内組織の在り方や活用の仕方について、全ての教職員で共通理解を図っておく。
- (6) いじめの加害者や被害者への指導・配慮はもちろんだが、集団として好ましい活動ができるように校内組織を中核として継続して指導する。
- (7) いじめの早期対応にあたり、学校支援団体や地域住民等で構成される「玄海町いじめ問題対策連絡協議会」の開催を町教育委員会に依頼し、校内組織と関係諸機関との迅速な連携を図る。

(資料)

表 1 いじめ防止校内調査委員会

構 成 員	働 き
校長	委員会の招集。最終的な判断
副校長・教頭	委員会の運営。指示や助言
教務主任	対応策の調整(指導時間の確保、時間割臨時的変更など)
生徒指導主任	指示や助言。対応策の提案
養護教諭	S C との連携。心のケア。情報収集と提供。被害児童の一時的避難。
担任	被害児童への対応。加害児童への指導。情報収集と提供。保護者への連絡。

表 2 いじめ対策委員会(22 条委員会)

構 成 員(役職)	備 考
PTA 代表	当該年度 P T A 会長
学校評議員	区長会より
学校評議員	児童民生委員会より
学校評議員	P T A より
スクールカウンセラー	
校長	
副校長・教頭	
教務主任	